

明石市豊かな海づくり条例(案)に関する意見募集結果について

2023年2月15日から2023年3月16日まで意見募集を行い、多数のご意見をいただきました。

寄せられたご意見及び議会の考え方については、以下のとおりです。

1 募集結果

募集期間中、7名の方から38件のご意見をいただきました。

2 意見の概要及び議会の考え方

いただいたご意見とそれに対する議会の考え方は以下のとおりです。

※ご意見は趣旨を損なわないように要約しています。

※趣旨が同じものと考えられる意見については、集約しています。

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|---------|---|--|
| 条例名について | | |
| 1 | 条例の名称を明石市水産業振興条例にしたかどうか | 本条例は、水産業の振興をメインとしたものではなく、すべての市民、水産業者等と市が一体となって、いつまでも続くかけがえのない明石の豊かな海を実現していくことを目的としています。豊かな海づくりについての条例は、市民に豊かな海づくりについて知ってもらうために分かりやすい名称とすること、また、全国的にも豊かな海づくりについて言及した条例は制定例がなく、新たな視点に着目した取組を市内外に広げていくため、「明石市豊かな海づくり条例」としました。 |
| 前文について | | |
| 2 | 「約400年前」という表現ではいずれ実態と整合しなくなるため、「17世紀初頭に」としてはどうか | いずれ実態と整合しなくなるのは、ご意見のとおりですが、本市では、2019年に「明石城築城400年」を迎え、市民には「17世紀初頭」よりも「400年」という言葉が浸透していることから、「約400年前」としました。 |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|-------------|---|---|
| 3 | 海と陸はつながっており、陸の自然の保護、保全も必要との文言を追加すべき | 豊かな海の実現には、陸の豊かさにも着目していく必要があることを認識しています。前文に「海だけでなく、海につながる河川や山や森などの豊かさも密接に関わっていること」との文言を追記しました。 |
| 4 | 「地球温暖化をはじめとした環境問題への取り組みや、食を通じた教育など」について、読点が必要ないのではないか | ご意見を受け、「地球温暖化をはじめとした環境問題への取り組みや食を通じた教育など」に修正しました。 |
| 5 | 「豊かな海」の中身について前文の中でも明示してほしい | 前文では、「栄養や魚が豊富で、ごみのない美しい豊かな海」を実現することが、人々が海の豊かさを享受することにつながるとしています。 |
| 6 | 全国豊かな海づくり大会が行われたことも記載してはどうか | ご意見を受け、全国豊かな海づくり大会について、前文に追記しました。 |
| 7 | 文章構成を検討し、もう少し格調を高めてはどうか | 子供から大人まで幅広い世代に対し、誰もが読みやすく、分かりやすい前文となるようにしたいと考えています。 ご意見を受け、「昼網」に関する部分について、文章構成を一部見直しました。 |
| 第1条（目的）について | | |
| 8 | 「瀬戸内海水域及び環境問題等への理解を深め」と記載があるが、当事者としての対応を条文化すべき | 当事者としての対応については、第4条に市の責務、第5条に水産業者等の役割、第6条に市民の役割をそれぞれ規定しています。 |
| 第2条（定義）について | | |
| 9 | 「市民」の定義に含まれる「事業者等」の「等」に何が含まれているのか | 「事業者等」とは、市内において事業活動を行うものやそこで働いている人たち又はその団体、あるいは、自治会などの地縁による組織やボランティアやNPOなどで活動を行う者又は団体を指しています。 |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|-----|---|--|
| 10 | 「市」の定義に含まれる「市長等」の「等」には何が含まれるのか | 「市長等」は、地方自治法上の執行機関を指しています。市長のほか、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員が含まれます。 |
| 11 | 「市」の定義は必要か。「市議会」を市の定義の中に明示し、「市長」より先に記載することに意義を見出し、市長の議会軽視を予防しているように受け取れる。 | 豊かな海づくりは、市と市議会を区別することなく、市全体で一体となり行っていくものと考えており、本条例の「市」には、市議会が含まれていることを明示する必要があるため、定義しています。 なお、「市」の定義については、明石市自治基本条例において規定している用語の定義を踏襲しており、ご指摘のような意図はありません。 |
| 12 | 「水産物」と「水産資源」とは、同じものを指すのか。使い分けているのであれば、定義をすべき。 | 本条例では、「水産物」と「水産資源」を使い分けています。「水産物」は、海洋・河川・湖沼から産出される魚介及び藻類などのうち、市場に流通するものを指し、「水産資源」は、水産物全般及び水域環境の保全又は改善に資する生物全般を指しており、水産物より広く、豊かな海づくりに欠かせない海洋等に存在するプランクトンなども含まれるとしています。 ご意見を受け、第2条に定義を追加しました。 |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|-------------------|--|---|
| 第3条（基本理念）について | | |
| 13 | <p>「水域環境の保全や水産資源の持続的な利用を確保しながら」について、全部列挙であるなら、水域環境の保全「及び」水産資源の持続的な利用とすべきではないか。また、保全の確保となると、保つという意味の言葉が重複するため、「水域環境の保全及び水産資源の持続的な利用の確保をしながら」としては、どうか。</p> | <p>ご意見を受け、「水域環境の保全及び水産資源の持続的な利用の確保をしながら」に条文を修正しました。</p> |
| 第4条（市の責務）について | | |
| 14 | <p>「広報・啓発活動」について、「・」（ナカテン）は、法令ではあまり使われていないため、「広報及び啓発活動」としてはどうか。</p> | <p>ご意見を受け、「広報及び啓発活動」に条文を修正しました。</p> |
| 第5条（水産業者等の役割）について | | |
| 15 | <p>「基本理念に対する理解を深め」を「豊かな海づくりに対する理解を深め」に修正してはどうか</p> | <p>豊かな海づくりを実現するために、まず、基本理念について理解し、共通認識を持つことが大切であると考え、「基本理念に対する理解を深め」としています。</p> |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|-----|---|--|
| 16 | <p>水産資源の保護にかかる役割は直接的には第5条の水産事業者等の役割にしか記載されていないが、水産業者等にとって水産資源は生活の糧であり、漁獲量の制限や禁漁期の設定などは、長く仕事が続けられるというメリットがある一方、魚が獲れない状況は明日の生活に直結する問題である。それを水産業者等の役割でのみ記載することは違和感を覚える。水産業者等に対して、時には経済的豊かさの犠牲を払ってまで水産資源の保護に取り組むように規定するのであるから、市にもこれについて一定の役割を任せ、規定すべきではないか。</p> | <p>水産資源の保護については、第一義的には、日々水産物を取り扱う水産業者等に関わる問題であると考え、役割に明記していますが、これは、水産業者等のみに責任を負わせるとする規定ではありません。</p> <p>基本理念にも、豊かな海づくりは、水産資源の持続的な利用を確保しながら推進されなければならないと規定しており、当然、市も、水産業者等が生活に困らないよう、魚が豊富で長い将来にわたって漁を続けることのできる豊かな漁場をつくるための責務を負っています。</p> |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|----------------|--|--|
| 第6条（市民の役割）について | | |
| 17 | 「努めなければならない」と「努めるものとする」との表記が混在しているが、使い分けているのか。 | 努力義務については、「努めなければならない」と「努めるものとする」を努力義務の強弱で使い分けています。 市民の責務を定める第6条第1項については、今後、条例制定等についてさらに周知が必要であることから、「努めるものとする」との表記としています。一方、本市では、令和4年度より海域等における水上オートバイ等の利用に伴う事故を防止するため、厳しい罰則規定を設けた条例が新たに施行されたことから、同条第2項においては、航行等の秩序を守ることにについて、「努めなければならない」とより強い努力義務としています。 |
| 18 | 「活動等」の「等」には何が含まれるのか | 「活動等」は、市民個人の地域活動だけでなく、市内で行われる事業者の事業活動や自治会やNPO法人の活動など、生活や事業を行う上でのさまざまな活動を指しています。 |
| 19 | 「航行等」の「等」には何が含まれるのか | 「航行等」は、船舶や水上オートバイの航行をはじめ、ごみの投棄など、水域を利用するうえでのルール及びマナー全般を指しています。 |
| 20 | 「漁業生産活動」と「水産業」はどう違うのか | 「漁業生産活動」は、「水産業」のうち、水産加工業及び水産流通業を含まない魚介、海藻類等を捕獲、養殖する活動を指しています。 |
| 21 | 「基本理念に対する理解を深め」を「豊かな海づくりに対する理解を深め」に修正してはどうか | 豊かな海づくりを実現するために、まず、基本理念について理解し、共通認識を持つことが大切であると考え、「基本理念に対する理解を深め」としています。 |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|-------------|---|--|
| 22 | 「自らの生活、活動等を通じて水産物の消費及び水域環境の保全に関し積極的な役割を果たす」とは、どういうことを求められているのか。 | 地元の魚介類を購入して食べるもののほか、海洋、海岸、河川等にごみを捨てない、ごみ拾いをするなど、日々の生活における行動が豊かな海づくりにもつながることを理解するとともに、その認識を家族や周囲の人にも広げていただくことを求めています。 |
| 第7条（食育）について | | |
| 23 | 食育をどのような意味で使っているのか | 本条例の目的は、市民、水産業者等と市が共に豊かな海づくりについての理解を深め、さまざまな取組を行うことにより、将来に渡ってかけがえのない明石の豊かな海を実現していくことです。豊かな海づくりについて知ってもらうために、「食」は欠かせないツールであると認識しています。そのため、本条例の「食育」とは、地元で水揚げされる水産物を積極的に活用して、そのおいしさを知ることにより地元で獲れる水産物に関する知識とその水産物に関わるさまざまな課題を知り、それらの課題解決に向けて行動できる人を育てることと考えています。 |
| 24 | 食育を行う場面としてなぜ学校給食なのか | 食育については家庭だけでなく、家庭と学校とが連携することで、より一層食育の推進が図られると考えています。そのため、本条例では、食育推進のための有効な手段として学校給食を積極的に活用するよう規定しています。 |
| 25 | なぜ地産地消を水産物に限るのか | 食育であれば水産物に限る理由がないというのはご意見のとおりですが、本条例は、豊かな海を実現することを目的としているため、特に水産物の地産地消の推進に言及した内容としています。 |
| 26 | 「地産地消等」の「等」には何が含まれるのか | 「地産地消等」は、地元で獲れる水産物を地元で消費することのほか、地元産の水産物に関する知識及び理解を深めることを指しています。 |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|------------------|--|--|
| 27 | 「魚食文化の普及、継承」について、2つの関係が一時的になるよう「普及及び継承」としてはどうか | ご意見を受け、「魚食文化の普及及び継承」に条文を修正しました。 |
| 28 | 産業振興のための手段として、学校給食を積極的に活用するものなのか | 本条例は、産業振興を目的としたものではありません。学校給食は、子供たちが地元産の水産物について学ぶとともに、海の豊かさを実感し、地域への愛着を深め、さらには魚食文化を普及、継承していく貴重な機会であり、豊かな海づくりについて理解するために有効な手段と考えています。 |
| 29 | 市の水産業の活性化を図るのが目的なら、「水産業の活性化のために市は地元水産物を積極的に購入して、給食の食材として学校に提供する」と言えいいのではないかと。また、「市が水産業者に助成金を出して、その分だけ学校に食材を提供してもらおう」と言えいいのではないかと | 豊かな海づくりに持続的に取り組んでいくためには、水産業の活性化も大切な要素ではありますが、本条例は市の水産業の活性化を図ることを目的としたものではありません。本条例の目的は、いつまでも続く豊かな海を実現することです。 |
| 第8条（推進体制の整備）について | | |
| 30 | パートナーシップを明記すべきではないかと | ご指摘のとおり、豊かな海づくりの推進にパートナーシップは大切であると考えており、第3条に基本理念として、市民、水産業者等及び市が一体となって豊かな海づくりに対する理解を共に推進していくことを明記しております。 |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|--------------------|--|---|
| 第9条（財政支援）について | | |
| 31 | 水産業を振興する具体的な施策を示さずに、財政上の措置を講ずることを義務づけるのはおかしいのではないか | 本条例は、豊かな海の実現に向け、取組を進めていくための基本的な理念を定め、今後の施策展開につなげていくことを目的としています。今後、市は具体的な施策を検討していくこととなりますが、施策の実施にあたっては財源の確保が必ず必要となることから、あらかじめ定めています。 |
| 第8条及び第9条の規定の違いについて | | |
| 32 | 第8条「努めるものとする」及び第9条「講ずるものとする」について 施策の実現には、体制の整備（第8条）と財政上の措置（第9条）の双方が必要であるが、前者が努力義務、後者が義務と両者の表現が異なっているのはなぜか | 第9条の財政上の措置は、具体的施策を実施するための財源の確保が特に重要との考えから義務規定としていましたが、改めて検討を行いました。推進体制の整備、財政上の支援が共に実施されることが重要であります。人事権は市長に専属していることも考慮したうえで、第8条、第9条ともに「努めなければならない」に変更しました。 |
| 33 | 第8条「本条例の目的を達するため、」及び第9条「本条例の目的を達成するために」について、表記を統一してはどうか | ご意見を受け、「本条例の目的を達成するため、」に条文を修正しました。 |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|-------------------------------|---|---|
| 第4条及び第10条の豊かな海づくり施策に関する表記について | | |
| 34 | 第4条第1項には「豊かな海づくりに資する施策」、同条第2項には「豊かな海づくりに関する施策」、第10条には「豊かな海づくりの実現に向けた施策」及び「豊かな海づくりに関して行った施策」と市が行う施策について様々な表記がされているが、これらは同じものを指すのであれば、表記を統一してはどうか | ご意見を受け、第4条の表記を「豊かな海づくりに資する施策」に統一し、第10条の前段の「豊かな海づくりの実現に向けた施策」を「豊かな海づくりに資する施策」に条文を修正しました。 |
| 全体について | | |
| 35 | 明石市第6次長期総合計画にもとづいて作成すべきでは | 本条例では、「水産業の活力のある産業としての発展」、「市民、水産業者等及び市が一体となった豊かな海づくりの推進」、「栄養や魚が豊富で、ごみのない美しい豊かな海の実現」など、経済・社会・環境の三側面にも配慮し、あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）の趣旨に沿った内容としています。 |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|-----|--|---|
| 36 | <ul style="list-style-type: none"> ・本条例が目指す「豊かな海」とはどのようなものかが見えにくい。 ・「豊かな海」はどのような海かということについて認識を共有することがすべての出発点である。 ・本条例では「豊かな海」とはこういうものだということが正面から書かれていない。 ・「豊かな海」という言葉が、読み手の印象や解釈で揺らがないようにどのような海の在り方が望ましいのか提示してほしい。 | <p>本条例が目指す「豊かな海」とは、前文に記載のとおり、「栄養や魚が豊富で、ごみのない美しい豊かな海」です。</p> <p>本条例の制定に当たっては、豊かな海づくり大会運営に関わった高校生や地元小学生との意見交換をはじめ、漁業者や水産業者等、様々な立場の人たちと意見交換を行い、豊かな海づくりについて様々なご意見をいただき、認識を共有しました。</p> <p>今後、条例制定を機に、さらに多くの市民や水産業者等と認識を共有していく必要があると考えています。</p> |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|-----|--|--|
| 37 | <p>・大会を契機に市議会が推進委員会を設置して積極的な取組をしようとするのは、一定評価する。</p> <p>・検討委員会などを立ち上げ、公聴会や専門家会議も駆使したうえで、みんなで本気で取り組む姿勢を示す条例をつくるべきではないか</p> | <p>本市議会では、昨年11月に明石市をメイン会場として開催された全国豊かな海づくり大会兵庫大会開催を機に、豊かな海づくりについて市内の機運を高めていくため、令和3年度に豊かな海づくり大会推進委員会を設置し、漁業者や兵庫県等の関係機関と勉強会や意見交換を行い、豊かな海づくりに向けた現状と課題の把握、市内の機運醸成に向けた取り組みなどを行ってきました。</p> <p>豊かな海づくりは、早急に持続的な取り組みをさらに広く行っていく必要があることから、大会開催後の今を好機と捉え、豊かな海づくりについて、市民、水産業者等と市が一体となって取組を進めていくための指針として、本条例を制定することとしました。</p> <p>先にも述べたとおり、海洋環境の変化が著しく、対策が急務の状況であり、まずは、取組の基本理念を明確にし、今後は、専門的な知見等も活用しながら、市全体で幅広く議論を行い、具体的な方策を検討していく必要があると考えています。</p> |

| NO. | 意見の概要 | 議会の考え方 |
|-----|--|--|
| 38 | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な施策を盛り込んだ条例をつくるべき ・豊かな漁場を守り育てる施策が乏しい ・水産業振興は時に環境汚染や水産資源の枯渇を招くものであり、すべてが並び立つものではないからこそ、明確な目標設定が必要である。 ・なぜ今、理念条例を制定するのか。 ・基本理念（第3条）、市の責務（第4条）、推進体制の整備（第8条）、財政支援（第9条）には方法論しか書いておらず、内容についての具体的方針を示してほしい ・明石市が目指す「豊かな海」とは何なのか、そこから逆算して市がすべきこととしてどのようなことが考えられるか、もう少し詰める必要がある。 | <p>豊かな海づくりについては、様々な要因が考えられていますが、明確な解決策が特定されているわけではないため、具体的な目標設定は極めて困難な状況です。</p> <p>具体的な施策を条例に盛り込むことも大変重要ですが、海洋環境の変化は、刻一刻と進んでおり、早急な対策が必要な状況です。具体的な施策を加速的に実施していくためにも、その指針となる理念が必要であると考えます。</p> <p>海の豊かさは、陸の豊かさにもつながっており、漁業者だけでなく、明石市全体で問題解決に取り組む必要性があることから、市がリーダーシップを発揮し、明石市全体でこの問題に取り組んでいくため、基本理念、それぞれの責務や役割を定め、豊かな海づくりについて市が一体となって取り組んでいくことを規定しました。今後、これらの指針をもとに、市民からの意見や専門的な知見も活用しながら、具体的な方策を早急に検討し、実施していく必要があると考えています。</p> |